



インフルエンザの予防(ワクチン) 注射を行なっています

横浜市に住民票があり 65才以上の方	注1) ¥ 0
64才以下の方、 横浜市に住民票がない方、 その他の方	注2) ¥ 4,300 +消費税

注1) 横浜市在住で以下の方は特定の書類を提示して頂くと自己負担が免除されます。

(書類については区役所にお問い合わせください)

1. ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方
2. 生活保護法の規定による保護を受けている方
3. 中国残留邦人及び特定配偶者の自立支援給付を受けている方

注2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で1級相当の障害がある方も含まれます。

- ・インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いいたします。
- ・厚生労働省の方針から、当院では有償での接種となる方は、10月26日以降での接種となります。

詳しい内容については受付職員にお訊ねください